

湯沢市病児保育室「はぐくみ」から保護者の皆様へお願い

1. 病児保育について

病児保育室は、「病気の子どもにとって一番の薬は母親と一緒にいる安心感」という病児保育方針のもと、子どもにとって心身ともに負担が大きいと思われる症状のときは、受け入れを制限しています。また、他の利用子どもへの感染防止のため、感染力が強い病気や症状も受け入れを制限しています。

受け入れ可能な病気や症状は、利用予約の際に病児保育室にご確認をお願いします。湯沢市病児保育室は定員が6名で、一疾病につき7日間利用可能です。湯沢市外の児童も利用できます。利用手続きは次のとおりです。

【保護者の皆様が行う利用手続き】

- ① 病児保育室への事前の利用登録（予防接種歴、常用薬、既往歴の登録）
- ② 医師連絡票の発行を受ける前の病児保育室の利用予約
- ③ 子どもを医師に診察してもらい医師連絡票の発行を受けること
- ④ 病児保育室での利用申請（罹患から利用当日までの子どもの症状の申告）

利用当日、子どもの症状が病児保育室の受け入れ基準内であるか病児保育室の看護師が判断し利用を決定します。なお、利用2日目以降は、①から④の手続きは不要です。

2. 医師連絡票について

医師連絡票は、子どもを診察した医師が、入院の必要性はない旨を署名して発行するものです。医師連絡票の発行を受けなければ病児保育室を利用できません。病児保育室への伝達の方法は、医療機関の指示に従ってください。なお、医師連絡票は発行日から7日間有効です。

3. 医師連絡票の発行について

医療機関に発行を依頼する前に、保護者の皆様は次の手続きがお済みかご確認ください。

【保護者の皆様の手続き確認事項】

- ① 病児保育室の事前の利用登録（予防接種歴、常用薬、既往歴の登録）
- ② 病児保育室の利用予約及び受け入れ可能症状の確認

手続きがお済みでない場合、病児保育室に受け入れ可能な空きがなかったときなどは、医師連絡票の発行が無駄になります。また、手続きに要する時間による病気の子どもの心身への負担、医療機関における診療報酬の適正請求の観点から、上記2点の手続きが済んでいないときは、医師連絡票の発行はできません。

4. 医師連絡票の発行に係る費用について

医師連絡票は、湯沢市に住所がある子どもは、月1回に限り保険診療（マル福適用）となります。2回目以降は文書料を実費負担いただきます。湯沢市外の子どもは、1回目から文書料の実費負担となります。

5. 病児保育室利用料金について

湯沢市に住所がある子ども 1日当たり1,500円

湯沢市外に住所がある子ども 1日当たり2,000円

※1ヶ月の利用日数が確定後、翌月に湯沢市から納付書を送付します。

6. お問い合わせ先

病児保育に関するお問い合わせはこちらまでお寄せください。

【湯沢市】

湯沢市福祉保健部 子ども未来課

児童福祉班

電話 0183-78-0166（直通）

FAX 0183-72-8301

E-mail kosodate@city.yuzawa.lg.jp

【病児保育室】

湯沢市病児保育室「はぐくみ」

電話 0183-72-8585（直通）

FAX 0183-72-8585